

令和8年3月30日

綾瀬市立中学校 保護者 各位

綾瀬市・綾瀬市教育委員会

リーフレット「綾瀬市立中学校の部活動地域展開について（第3版）」  
からの変更点について（通知）

日ごろより、綾瀬市の教育活動につきまして、深い御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年1月16日（金）に配付いたしました、リーフレット「綾瀬市立中学校の部活動地域展開について（第3版）」でお知らせした内容から、次のとおり一部変更になりましたので、お知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

### 令和8年1月に配付したリーフレット（第3版）からの変更点

<受益者負担について>

（変更前）

令和8年度夏以降に地域展開する4種目（陸上競技部、バレーボール部、バドミントン部、軟式野球部）については、令和8年度中の地域クラブの活動費用のうち、指導者の謝金、保険費用の徴収は行いません。また、登録料やユニフォーム・用具等の一部の費用についても同様に徴収は行いません。



（変更後）

令和8年度夏以降に地域展開する4種目（陸上競技部、バレーボール部、バドミントン部、軟式野球部）については、令和8年度中（夏以降分）の地域クラブの活動費用として、3,000円/月 徴収いたします。

裏面に続きます

## 変更経緯

地域クラブ活動にあたっての保護者からの受益者負担については、当初は種目間での費用負担の格差が発生しないように、休日の全部活動が地域展開されるまでは徴収しない方針としており、事業の実施にあたっては国等の補助金により一定の財源を見込んでいたところですが、先日晒された国等の補助金額が当初の想定から大きく下回ることが判明いたしました。

そこで、将来にわたり安定した運営資金を確保し事業の継続性を高めるため、受益者負担を徴収する方針といたしました。

金額については国の示す目安に基づき設定し、負担金の使途としては、指導者謝金、運営事務局人件費、保険料等地域クラブの活動費用に充てるものです。

なお、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援については、要保護・準要保護の生徒を対象に全額免除する予定です。

保護者の皆様におかれましては、令和8年1月のお知らせからの短期間での変更で、混乱を招くこととなり申し訳ありません。変更経緯につきましては、改めて部活動説明会にて説明の場を設けさせていただく予定ですが、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

### 問合せ先

#### 地域展開後の地域クラブについて

(運動部) : 綾瀬市 スポーツ課 0467-70-5656

(文化部) : 綾瀬市 生涯学習課 0467-70-5658

#### 部活動全般について

綾瀬市教育委員会 教育指導課 0467-70-5660